

## 保証および再保証委託約款

委託者は、株式会社新生銀行（以下「甲」といいます。）との「ドコモ回線ご契約者向け新生銀行 スマートマネーレンディング」にかかる金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項（以下「本規約」といいます。）を確認し承認の上、株式会社NTTドコモ（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。

また、委託者は、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づく委託者の乙に対する求償債務につき、本規約の各条項を承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「丙」といいます。）に対して保証（再保証）を委託します。

### 第1条（保証委託および再保証委託）

(1)委託者は、原契約に基づき、委託者が負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託し、乙は、乙所定の方法により定めた金額の範囲において、委託者の債務を保証することを受託します。また、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づき、委託者が負担する求償債務、損害金その他一切の債務について、丙に保証（再保証）を委託します。

(2)本規約に基づく委託者と乙との間の契約（以下「本保証委託契約」といいます。）は、委託者が乙に対し本規約に基づく保証委託の申込みを行った後、乙が当該申込みを承諾し必要な手続を完了したときに成立するものとします。また、本規約に基づく委託者と丙との間の契約（以下「再保証委託契約」といいます。）は、委託者が丙に対して本規約に基づく保証（再保証）委託の申込みを行った後、丙が当該申込みを承諾し必要な手続を完了したときに成立するものとします。

(3)原契約に関して委託者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。また、乙が必要と認めた場合に本保証委託契約に関して委託者のためにする乙丙間の個別の保証契約は、丙が乙に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。

なお、乙が当該保証（再保証）を不要と判断したことにより、丙による保証（再保証）がなされない委託者については、本規約のうち、丙との関係を定めた条項や前項で定める再保証委託契約に関する条項の適用がないものとします。

(4)原契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と乙との間の本保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。また、本保証委託契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と丙との間の再保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

(5)本保証委託契約の効力は、原契約が終了した場合であっても、原契約に基づき委託者が

甲に対し負担する債務が完済されるまでの間、存続します。また、再保証委託契約の効力は、原契約または本保証委託契約が終了した場合であっても、本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務が完済されるまでの間存続します。

(6)委託者は、本保証委託契約および再保証委託契約の締結にあたり、甲および丙が別途定める「個人情報の取扱いに関する規約」ならびに乙が本規約とは別に定める個人情報の取扱いに関する同意事項に同意いただく必要があります。

## 第2条（保証等の解除）

(1)委託者は、原契約の有効期間内であるか否かにかかわらず、乙および丙が必要と認めた場合、乙および丙が本規約に基づき行った保証委託（または再保証委託）を解除されても異議を述べないものとします。

(2)保証債務が履行済みであるかどうかを問わず、乙または丙それぞれの保証債務が免責される事由が生じた場合には、委託者は、乙または丙それぞれが既に負担した保証債務を免れることを承諾します。

(3)委託者は、前二項により保証債務の効力が喪失した場合にも、既に甲から借り入れた債務、既に乙が代位弁済しそれにより発生した求償債務および丙が代位弁済しそれにより発生した求償債務については、引き続き弁済の責を負うものとします。

## 第3条（求償権の事前行使）

(1)委託者が次の各号の1つでも該当しまたは該当するおそれのあるときは、委託者は、乙および丙からの何らの通知、催告なしに、乙または丙のいずれか一方が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。

①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき

②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき

③振り出した手形・小切手が不渡となったとき

④原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（乙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。）

⑤本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（丙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。）

⑥甲、乙または丙に対する他の債務の1つでも期限の利益を喪失したとき

⑦住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙または丙において委託者の所在が不明となったとき

⑧乙が提供するクレジットカードサービスであるdカードに係る会員資格が取り消しとなったとき

⑨甲以外の金融機関との間で締結した原契約と同種の契約において、乙または丙による代

位弁済が発生したとき

⑩その他、原契約に係る期限の利益を喪失したとき

⑪前各号に定めるほか、債権保全のために必要があると乙または丙が認めたとき

(2)乙または丙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461条に基づく主張を行いません。

#### 第4条（代位弁済）

(1)委託者が次の各号の1つでも該当し、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は、委託者に対して何ら通知、催告を要せず、保証債務を履行するものとします。また、この場合に丙が乙から保証債務の履行を求められたときは、丙は、委託者に対して何ら通知、催告を要せず、保証債務を履行するものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。

①原契約で定める約定返済日から55日を経過してもなお借入金返済債務の履行をしなかったことを原因として期限の利益を喪失したとき

②弁護士など法的権限のあるものにより委託者の原契約に基づく債務に係る整理の申し入れがあったとき、または、委託者が破産手続開始、民事再生手続もしくは特定調停開始の申し立てをしたとき

③その他原契約に係る期限の利益を喪失したとき

(2)乙が甲に代位弁済した場合または丙が乙に代位弁済した場合には、甲が委託者に対して有していた一切の権利または乙が委託者に対して有していた一切の権利が乙または丙に承継されるものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。

(3)前項により乙または丙が承継した権利を行使する場合には、原契約、本保証委託契約および再保証委託契約の各条項が適用されます。

#### 第5条（求償権の範囲等）

(1)乙または丙が前条第1項の代位弁済をしたときは、委託者は、代位弁済者（丙が代位弁済した場合には、丙に限ります。）に対し、①代位弁済額全額、②これに対する代位弁済日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による遅延損害金、③代位弁済に要した費用および④代位弁済者が①から③までの金額を請求するために要した費用を支払います。

(2)委託者は、乙または丙による代位弁済後に甲に対して返済を行った場合および丙による乙に対する代位弁済後乙に対して返済を行った場合において、甲、乙および丙との合意に基づき、当該返済額が前項に基づく乙または丙に対する支払いの一部に充当される場合があることについて、何らの異議も述べないものとします。なお、委託者が残債務額を超える返済をした場合には、第10条（過剰返済・相殺処理の取扱い）に従うものとします。

#### 第6条（弁済の充当順位）

委託者の弁済額が、本保証委託契約から生じる乙に対する債務または再保証委託契約から生じる丙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙または丙がそれぞれ適当と認める順序、方法により充当できます。なお、委託者について、乙または丙それぞれに対する複数の債務があるときも同様とします。

#### 第7条（報告等）

(1)委託者は、（氏名）、（職業）、（住所）、（居所）、（電話番号）、（年収）等本保証委託契約または再保証委託契約に関する乙および丙への届出内容に変更があった場合は、速やかに乙および丙に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、乙および丙に届出がない場合（届出後、乙および丙がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本保証委託契約または再保証委託契約に定める乙および丙からの通知については、乙および丙が委託者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(2)前項の届出があった場合、乙または丙は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出を委託者に求める場合があり、委託者はこれに応じるものとします。

(3)委託者は、委託者の財産、収入、信用等の事項について乙または丙から請求があったときは、直ちに乙または丙に対して報告し、乙または丙の指示に従います。

(4)委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙および丙へ報告し、その指示に従います。

(5)委託者またはその代理人は、委託者に係る後見、保佐または補助を開始する審判があった場合、直ちに乙および丙に対して、当該後見人、保佐人または補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。

(6)委託者またはその代理人は、委託者に係る後見監督人、保佐監督人または補助監督人を家庭裁判所が選任した場合、直ちに乙および丙に対して、当該後見監督人、保佐監督人または補助監督人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。

(7)委託者またはその代理人は、委託者に係る後見、保佐または補助を開始する審判が本保証委託契約または再保証委託契約締結より前にあったことを知った場合、直ちに乙および丙に対して、当該後見人、保佐人または補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。

(8)委託者またはその代理人は、前三項に基づき届け出るべき事項に変更が生じた場合にも、前三項と同様に届け出ます。

(9)委託者は、前四項の届出以前に生じた損害について、乙および丙に一切負担を求めません。ただし、乙または丙の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

#### 第8条（調査）

(1)委託者は、乙または丙が委託者についてその財産、収入、信用等を調査しても何ら異議

はありません。

(2)委託者は、委託者の財産の調査について乙または丙が必要とするときは、乙または丙を委託者の代理人として市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。

(3)委託者は、乙または丙が債権保全上必要と判断した場合に、乙または丙が住民票・戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。

#### 第9条（費用の負担）

(1)乙または丙が第4条第1項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本保証委託契約または再保証委託契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙または丙の請求により直ちにこれらを支払います。

(2)委託者は、乙または丙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用または手数料を負担するものとします。

①委託者に交付された書面の再発行および当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料

②債務の弁済の費用のうち、

a.公租公課の支払に充てられるべきもの

b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

c.ATM およびCD 手数料

#### 第10条（過剰返済・相殺処理の取扱い）

委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙または丙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、委託者の指定する委託者名義の指定金融機関への振込その他乙および丙所定の手続によるものとします。

#### 第11条（原契約の定め）

委託者が乙および丙の保証により甲と原契約に基づき取引を行う場合には、本規約のほか原契約の各条項に従います。

#### 第12条（求償権の譲渡、委託等）

委託者は、乙および丙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡又は担保に供すること、また、その際、委託者が乙および丙に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことあらかじめ同意します。

また、委託者は、乙および丙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、あらかじめ同意します。

#### 第13条（不可抗力によって生じた障害の免責）

乙または丙は、情報システム、ネットワークまたは設備（乙および丙が運営しているシステムおよび設備を含みます。）の故障や誤作動により生じた問題（委託者との間の取引に関する情報や個人情報情報機関等に対し提供する情報に誤りが生じたことその他本規約に基づく乙または丙の義務の不履行または履行遅滞を含みます。）につき、委託者に対して一切の責任を負いません。ただし、かかる故障や誤作動等が乙または丙の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

#### 第14条（約款の変更）

(1)乙および丙は、以下の各号に該当する場合には、本規約を第2項に定める方法により変更することができます。

①変更の内容が委託者の一般の利益に適合するとき

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(2)前項に基づく変更にあたっては、乙および丙は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、乙および丙のHP（乙については、第15条第1項第2号に定めるレンディングマネージャーサービス専用Webサイトを含み、以下同じとします。）においてあらかじめ公表します。

(3)乙および丙は、前二項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を乙および丙のHPにおいて公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、委託者は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

乙および丙は、乙および丙のHP上に掲載する方法によって、一定の予告期間においてあらかじめ委託者に周知することにより、本規約を変更することができるものとし、当該予告期間の経過をもって本規約の変更の効力が生じるものとし、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

#### 第15条（通知）

(1)乙および丙は、本保証委託契約または再保証委託契約に関する委託者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとし、

①委託者が本規約および原契約に基づき甲、乙または丙に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

②乙の定める「レンディングマネージャーサービス利用規約」に基づき提供される「レン

ディングマネージャーアプリ」または乙指定のレンディングマネージャーサービス専用Webサイトへの掲載

- ③委託者が連絡先として申告したメールアドレス（dアカウント規約に基づくdアカウントのIDとして利用しているメールアドレスを含む）への電子メールによる通知
- ④委託者が乙の定める「5Gサービス契約約款」、「Xiサービス契約約款」または「FOMAサービス契約約款」に基づき乙に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
- ⑤委託者が本保証委託契約および再保証委託契約に係る申込み時に乙および丙に届け出たメールアドレスへの電子メールによる通知
- ⑥その他乙および丙が適当と判断する方法

(2)前項各号に掲げる方法による通知は、乙または丙が前項に定める通知を発し、委託者に対して通常到達すべき時に到達したものとみなし、その時点を持って通知がなされたものとみなします。

(3)乙および丙は、第1項各号に掲げる方法のほか、乙または丙の各々のHP上にその内容を掲載することをもって、本保証委託契約または再保証委託契約に関する委託者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、乙または丙が当該通知内容を乙または丙の各々のHP上に掲載した時点をもって当該通知が委託者に対してなされたものとみなします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

(1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて乙もしくは丙の信用をき損し、または乙もしくは丙の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙および丙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本保証委託契約および再保証委託契約の解除後も、委託者が本保証委託契約および再保証委託契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本保証委託契約および再保証委託契約の契約事項および本規約の関連条項（ただし、約定返済にかかる条項を除きます。）は有効に存続するものとします。

(4)本規約第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。

(5)本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙および丙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙および丙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。

#### 第17条（公正証書の作成）

委託者は、乙または丙の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、本保証委託契約および再保証委託契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な一切の手続をとるものとします。

#### 第18条（権利の譲渡等）

委託者は、本規約に基づき乙および丙に対して有する権利または乙および丙に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

#### 第19条（準拠法）

本保証委託契約および再保証委託契約その他の本規約に係る委託者と乙および丙との契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。

#### 第20条（管轄裁判所の合意）

(1)本保証委託契約に関し紛争を生じたときは、委託者は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。



(2)再保証委託契約に関し紛争を生じたときは、委託者は、丙の本社、営業所等の所在地の地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則（2019年7月30日）

1 この規約は2019年7月30日より実施します。

附則（2020年3月22日）

1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。

附則（2021年3月26日）

1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。

附則（2021年4月19日）

1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。

附則（2021年11月23日）

1 この改定規約は2021年11月23日より実施します。

## 【個人情報の取扱いに関する規約】

私は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)、株式会社NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。))および新生フィナンシャル株式会社(以下「再保証会社」といいます。))との間の「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング基本契約兼保証委託契約」(以下「本契約」といいます。))を申込むに際して、本契約に関して銀行と保証会社間の個別の保証委託に基づいて発生する私が保証会社に対して負担する求償債務について、保証会社が再保証が必要と判断した場合は、再保証会社が、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、再保証会社が、①本契約が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。))にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。))

### 第1条(個人情報の利用目的、取得の同意)

- (1) 会員等は、再保証会社が、会員等の個人情報を以下の利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。  
再保証会社における個人情報の利用目的
  - (a) 現在および将来における再保証会社の与信判断のため
  - (b) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
  - (c) 求償権に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため
  - (d) 再保証会社と会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
  - (e) 再保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため
  - (f) 再保証会社および再保証会社関係会社(再保証会社が掲載するホームページに関連会社として記載されている子会社および関連会社をいう。以下同じ。))が提供するサービスに関するダイレクトメール、eメール、SMS(ショートメッセージサービス)等による情報提供、営業案内その他の連絡等を行うため
  - (g) 会員等と再保証会社関係会社との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため
- (2) 会員等は、再保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、再保証会社の定める期間、保存することに同意します。また、再保証会社が必要があると認めた場合には、再保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。))、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を再保証会社のデータベースに登録することがあります。
  - (a) 氏名・住所・生年月日等の情報  
氏名・住所・本籍地・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・お取引ニーズに関する情報・識別番号・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報
  - (b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報  
・再保証に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報  
・再保証の対象となる求償債務に係る保証の対象となる会員等の銀行のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報
  - (c) 信用情報  
会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。))、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に再保証会社または銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。))、保証会社が提供する保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等(会員等の銀行との本契約におけるお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。))の会員等の返済能力に関する信用情報  
保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随または関連するサービス、および会員等の家計管理に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス(以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。))をいいます。
  - (d) 再保証に付随して取得した情報  
ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等再保証に付随して取得した情報
  - (e) 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報  
本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証、パスポート等)に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報
  - (f) 公開情報  
官報や電話帳等により一般に公開されている情報
  - (g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)
  - (h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)

### 第2条(個人情報の再保証会社と保証会社ならびに再保証会社関係会社への第三者提供および共同利用の同意)

- (1) 会員等は、再保証会社が再保証に関する与信判断および与信後の管理等のために、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。  
提供を受ける個人情報
  - ① 氏名・住所・生年月日等の情報  
氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報
  - ② お申込み状況、ご利用状況等に関する情報  
・保証関連サービスに係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報  
・保証の対象となる会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報
  - ③ 会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。))、資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況、保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。))の会員等の返済能力に関する信用情報
  - ④ ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等保証関連サービスの提供等に付随して取得した情報
  - ⑤ 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報  
本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証、パスポート等)に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報
  - ⑥ 公開情報  
官報や電話帳等により一般に公開されている情報
  - ⑦ 電気通信サービスの内容に関する情報(電気通信サービスに係る契約期間、お支払状況、その他保証の対象となるお借入れのお申込み条件に係る情報に限ります。))
  - ⑧ 銀行から取得した画像・音声情報(銀行設置のカメラ等で取得した映像・画像、銀行が記録した会員等との会話の音声を含みます。))
  - ⑨ その他第三者から取得した情報
- 利用目的
  - ① 再保証に関する本申込の受付、資格確認、再保証の審査、再保証の決定のため
  - ② 再保証に関する取引の継続的な管理、再保証基準の見直しのため
  - ③ 再保証に関して再保証会社が会員等に対して取得する債権その他の権利の処分および担保等差し入れ、その他取引のため
  - ④ 再保証会社が加盟する個人信用情報機関への提供等、再保証に関する業務の適切な遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
  - ⑤ 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行のため
  - ⑥ 市場調査等研究開発のため。但し、本条(1)提供を受ける個人情報⑦の情報を除きます。
  - ⑦ 再保証に関する取引上必要な各種郵便物の送付のため
  - ⑧ 金融商品やサービスの各種ご提案のため。但し、本条(1)提供を受ける個人情報⑦の情報を除きます。
  - ⑨ その他再保証会社との再保証に関する取引が適切かつ円滑に履行されるため
- (2) 会員等は、再保証会社が所定の個人情報を保証会社へ提供し、保証会社の所定の利用目的のために、利用することに同意します。  
提供される個人情報
  - ① 第1条(2)(a)～(h)(但し、本籍地情報を除きます。))
  - ② 再保証会社における保証審査の結果に関する情報

- ③ 保証番号や保証料金額等、再保証会社における取引に関する情報（過去のものを含みます。）
- ④ 再保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
- ⑤ 保証会社の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑥ 再保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報

#### 利用目的

- ① 保証関連サービスの提供にあたっての与信判断および与信後の管理その他関連する業務のため
  - ② 保証関連サービスに係るお申込み時およびサービスご利用時等における本人確認等のため
  - ③ 保証関連サービスの提供、商品・サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する各種ご案内(保証会社の提携先金融機関その他の業務提携先のサービス等に関するご案内を含みます。)、広告の表示・配信、各種アンケートの実施および謝礼等の発送、キャンペーンその他の販売促進施策等の実施、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選および景品の発送、その他お知らせの実施のため
  - ④ ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析および当該施策の効果測定、新商品または新サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・対応サービス向上のための調査・分析、その他各種調査・分析の実施のため
  - ⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため
  - ⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査・対応のため
  - ⑦ 保証会社が保証関連サービスに基づき会員等に対して取得する債権および権利の処分および担保等差入れ、その他取引のため
  - ⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため
- (3) 再保証会社は、第三者提供の対象となる個人情報のうち、保証会社が会員等との間で締結している契約に基づき取得すべき情報について、会員等に代わって保証会社に提供する場合があります。
- (4) 会員等は、再保証会社が再保証会社関係会社に対し個人情報を第三者提供することに同意します。
- 第三者提供先  
再保証会社関係会社  
第三者提供される個人情報
- ① 第1条(2)(a)～(h)(但し、本籍地情報を除きます。)
  - ② 交渉経過情報
- 第三者提供先における利用目的
- ① 第1条(1)に記載の各目的(但し、第1条(1)における「再保証会社」は「再保証会社関係会社」と読み替えるものとします。)
  - ② 与信(途上与信を含む。)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む。)のため
  - ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため
- (5) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。
- ※ 新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。
- 共同利用する者  
新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業  
共同利用される個人情報
- ① 第1条(2)(a)～(h)
  - ② 交渉経過情報
- 共同利用する者の利用目的
- ① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
  - ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
  - ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
  - ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
  - ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため
- 個人情報の管理について責任を有する者  
株式会社新生銀行

### 第3条(その他の個人情報の利用・提供の同意)

会員等は、再保証会社が保護措置を講じた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。

- (1) 第1条(1)記載の利用目的を達成するため再保証会社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (2) 会員等が所在不明(会員等が住所変更等の届出を怠るなど連絡が取れない状態を含みます。)または病気、意識不明等の障害を受けた事を再保証会社の調査により確認した場合に、再保証会社の裁量により、会員等の親族等適切な範囲の関係者に対し、要請のあった会員等の第1条(2)(a)氏名・住所・生年月日等の情報、(b)お申込み状況、ご利用状況等に関する情報の全部または一部を開示すること。

### 第4条(債権譲渡等における情報提供)

会員等は、再保証会社の求償債権について、他の事業者等に対して債権譲渡・担保提供・信託その他の処分が行われる場合、会員等の個人情報が、当該処分のために必要な範囲内で、処分の相手方またはその候補者に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

### 第5条(債権回収会社との相互の情報提供)

会員等は、再保証会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、本契約による再保証会社の債権の管理・回収業務を委託する場合には、債権の管理・回収業務に必要な範囲内において、再保証会社と当該債権管理回収会社との間で、会員等の個人情報を相互に提供・利用することに同意します。

### 第6条(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)

会員等は、①再保証会社が、再保証会社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、再保証会社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。

#### 「登録情報(再保証会社の加盟先機関に提供・登録・利用される個人情報)」

株式会社日本信用情報機構

- 申込みに基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等)ならびに申込日および申込み商品種別等の情報)
- 契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞および延滞解消等)および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等))

株式会社シー・アイ・シー

- 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)
- 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報等)、支払状況に関する情報(利用残高、支払日、完済日、延滞等)

## 「登録期間」

株式会社日本信用情報機構

①申込み情報:照会日から6ヵ月以内

②本人を特定するための情報:以下の③または④の情報のいずれかが登録されている期間

③契約内容および返済状況に関する情報:契約継続中および契約終了後5年以内

④取引事実に関する情報:契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

株式会社シー・アイ・シー

①本契約に係る申込みをした事実:照会した日から6ヵ月間

②本契約に係る客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年間

### \* 開示等の手続について

会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(再保証会社ではできません。)

## 第7条(再保証会社が加盟する個人情報機関)

再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△
全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	△
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	○

## 第8条(個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等)

- (1) 会員等は、再保証会社に登録(登録とは電子計算機、ファイリングにより検索可能な状態にあるものとします。)されている個人情報について、再保証会社所定の方法により利用目的の通知・開示するよう請求することができ、再保証会社は、これに応じて開示する(開示請求を受けた個人情報が存在しないときにその旨を通知することを含みます。)ものとします。但し、再保証会社または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、会員等に対する評価、分類、区分に関する情報、その他再保証会社内部の業務に基づき記録されこれが開示されると業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあると再保証会社が判断した情報については、開示しないものとします。
- (2) 会員等から再保証会社保有の個人情報について、内容が事実でないという理由で個人情報の訂正、追加、削除の請求がなされた場合は、再保証会社は、本規約の利用目的達成に必要な範囲内において速やかに調査し、当該調査の結果、当該個人情報の訂正、追加または削除が必要であると再保証会社が判断した場合は、速やかに当該個人情報の訂正、追加または削除を行うものとします。但し、法令により特別の手続が定められている場合は、これに従うものとします。

## 第9条(個人情報の利用・提供の停止)

- (1) 再保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(4)③に基づく第三者提供もしくは第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。
- (2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、再保証会社のホームページ(<https://shinseifinancial.co.jp>)に掲載しております。
- (3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。

## 第10条(規約の不同意)

再保証会社は、会員等が本契約に必要な記載事項(本申込書で申込者が記載すべき事項)の記入を希望しない場合および本規約に同意しない場合には、保証会社への再保証をお断りすることがあります。

但し、第1条(1)(f)(g)、第13条の目的による個人情報の利用、ならびに第2条(4)③に基づく第三者提供および第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用に限り、これに同意しない場合でも、再保証会社はこれを理由に保証会社への再保証をお断りすることはありません。

## 第11条(規約の変更)

本規約について変更が生じた場合は、必要に応じて会員等に公表または通知するものとします。

## 第12条(お問合せ窓口)

- (1) 会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して再保証会社所定の書面を再保証会社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、再保証会社所定の手数料を支払うものとします。会員等が再保証会社所定の前記手続に従わない場合には、再保証会社は、会員等の開示請求を受け付けない場合があります。
- (2) 会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。
- (3) 会員等から前二項の申出がなされた場合には、再保証会社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。))ならびに実印の提示を求めることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。
- (4) 本条の各請求の具体的手続等については、再保証会社のホームページをご覧ください。

## 第13条(e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)への広告送信についての同意)

会員等は、再保証会社が、会員等から本契約の際または本契約後任意に再保証会社に提示した会員等の e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)に対して、インターネットを含む電子媒体を利用して再保証会社および再保証会社関係会社が提供する商品・サービスの宣伝広告を送信することに同意します。

### ■個人情報の取扱いに関する窓口

新生フィナンシャル株式会社  
お客様相談室(個人情報担当)  
TEL:0120-019-208

(受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分 ※土・日・祝日を除く)  
ホームページ <https://shinseifinancial.co.jp>

- 個人情報保護管理者  
業務管理部長
- 個人情報取扱事業者  
新生フィナンシャル株式会社

2021 年 11 月 23 日改定